

令和 7 年度

成瀬皆瀬国営施設応急対策事業

皆瀬ダム取水施設地質調査業務

現場説明書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

1. 一般事項

本業務における契約の保証については別紙－１のとおりである。

2. 基本条件

(1) 積算基準の適用について

業務価格の算定については、令和６年度 農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）のうち「調査」を適用している。

(2) 積算体系

本業務の積算体系は、次のとおり適用している。

作業内容	積算体系
地質調査	一般調査業務
	解析等調査業務

(3) 積算基地

本業務の積算基地は、秋田市としている。

(4) 豪雪補正について

本業務における機械経費算定にあたっては、豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第１項の規定に基づき、豪雪補正10%を計上している。

(5) 運搬費

資機材運搬の運搬車の規格は2t積、2.9t吊クレーン付きで、運搬基地は湯沢市で計上している。

また、台船及び曳航用作業船の運搬車の規格は、4t～4.5t積、2.9t吊クレーン付きで計上しており、運搬基地は北上市で計上し、移動経路は高速道路（北上西IC～十文字IC）としている。

台船組立及び台船解体で使用するラフテレーンクレーン25 t 吊り（賃料）の運搬基地は湯沢市で計上しており、回送費・運搬費を往復0.2日/回の賃料を計上している。

(6) 安全費

計上していない。

(7) 国土地盤情報データベース検定費

特別仕様書第２－２条に示す地盤情報の検定費用は2,000円（税抜）／本を見込んでおり、諸経费率算定の対象額とならない一括計上価格として計上している。

3. 地質調査業務

(1) 作業歩掛等

本業務の土地改良工事積算基準（測量・調査・設計）に掲載されていない作業歩掛等は、別紙－２「作業歩掛表」のとおり計上している。

なお、歩掛の妥当性を検証するため、歩掛実態を別紙－３により報告すること。

(2) 作業における旅費交通費について

現地調査は、通勤による作業とし移動時間に係る基準日額は計上していない。

交通費は、ライトバン経費を計上しており、移動経路は高速道路（秋田中央IC～十文字IC）としている。

なお、ライトバン使用日数（外業日数）は31日とし、１日あたりの運転時間は４時間としている。

(3) 地質調査作業手順は下表のとおり考えている。

順番	作業の流れ	詳 細	備 考
1	台船運搬	基地～湖岸	台船：5 m×5 m
2	曳航用作業船運搬	基地～湖岸	
3	台船組立	湖岸	
4	ボーリングマシン据付	湖岸台船上	
5	台船曳航	湖岸～調査位置	作業着手前
6	アンカー設置・損料	4 箇所以上／回、 1 回/孔当たり	
7	オイルフェンス設置・損料	1 回/孔当たり	
8	ボーリング調査	φ66、1 孔	標準貫入試験
9	標準貫入試験	1 m 毎	
10	オイルフェンス撤去	1 回/孔当たり	
11	アンカー撤去	4 箇所以上／回、 1 回/孔当たり	
12	台船曳航	調査位置～湖岸	作業終了後
13	ボーリングマシン撤去	湖岸台船上	
14	台船解体	湖岸	台船：5 m×5 m
15	曳航用作業船運搬	湖岸～基地	
16	台船運搬	湖岸～基地	

※台船曳航時は、台船上にボーリングマシン及び必要な資機材を乗せて曳航するものとする。

4. 打合せについて

本業務の打合せ配置人員は次のとおりである。

また、打合せ1回あたり1.0日（内訳：打合せ0.5日、移動0.5日）で考えている。

打合せに係る移動方法はライトバンとし、高速道路利用（秋田中央IC～横手北SIC）で考えている。

なお、ライトバン使用日数は1日とし、1日あたりの運転時間は3時間としている。

打合せ	職 種 （人）		
	主任技師	技師A	技師B
初 回	1.0	1.0	
中 間		1.0	1.0
最終回	1.0	1.0	

5. 成果物について

業務報告書（紙媒体）については、下表のとおりとおり計上している。

項 目	規格等	備 考
報 告 書 部 数	1 部	
規 格	A－4	
報 告 書 枚 数	3 0 0 枚	
ファイル厚さ	3 c m	

6. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- （１）部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- （２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

7. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。